



# リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所  
弁護士 山添 慎一郎  
(兵庫県弁護士会所属)



## 第161回 「型」の無償保管と下請法

### 1 公取委の摘発の積極化

製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、その製品の製造に用いる金型、木型等を下請事業者に保管させ続けた行為について、公正取引委員会が下請法違反の勧告・公表を行う事例が相次いでいます（今年に入って5件）。

### 2 下請法の定めと運用基準

下請法では、親事業者が自己のために経済上の利益を提供させることで、下請事業者の利益を不当に害する行為が規制の対象とされています（第4条第2項第3号。なお、独占禁止法の優越的地位の濫用規制にも類似のものがあります）。

そして、公正取引委員会の運用基準では、量産終了から一定期間が経過した後も、下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、無償で金型、木型等の型を保管させる行為や、大量に発注する時期を終えた後、発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させる行為が違反行為事例として挙げられています。

### 3 保管費用は代金に含まれるのか

この種の事案では、親事業者の側から、型や治具等の保管費用も発注代金に含まれているため、下請事業者の利益を不当に害するものではない、という主張が行われることがあります。

確かに、発注が継続的に行われる期間については、型や治具等が下請事業者の手元で保管されることが効率的であり、下請事業者としても保管を想定していることが通常と考えられるため、保管費用も発注代金に含まれているという前提で発注代金を合意したと見易いように思われます。

これに対し、その後の期間については、内訳として保管費用が計上された見積書を交付しているなど、その期間の保管費用が発注代金に含まれる認識の下で発注代金を協議・決定していたことを示す証拠がない限り、保管

費用も発注代金に含まれていると主張することは容易ではありません。

対応策として、契約書に「保管費用は発注代金に含まれる」と明記することは、ある程度は有効とされますが、例えば複数の種類の製品を対象とする基本契約にそのような条項が含まれ、その基本契約が自動更新されているに過ぎないような場合には、そのような条項のみで、下請事業者の利益を不当に害するものではないと主張することは難しい場合もあると考えられます。このような場合には、型や治具等を回収又は廃棄する、保管費用を支払う等の対応が求められます。

### 4 下請事業者が自発的に行ったという主張について

このほか、下請事業者が将来の受注のための努力として自発的に保管を行ったものに過ぎず、下請事業者の利益を不当に害するものではない、という主張が行われることもあります。下請事業者が、将来の受注という不確実性の高い間接的な利益への期待から自己負担で保管を行っていたとしても、そのことのみをもって不当性が失われるものではないという判断が行われる傾向にあります。

なお、下請事業者の立場からは、回収や廃棄の要請を行った記録を残すことで、親事業者からのこのような主張を封じることが考えられます。

### 5 下請事業者が所有権を有する場合

現在、下請法は約20年ぶりの大規模な改正が行われようとしています（今年11日に改正法案が閣議決定）。閣議決定法案のベースとなった企業取引研究会（公正取引委員会事務局と中小企業庁の共催）の報告書においては、下請法の運用基準を見直し、金型の所有権の所在にかかわらず下請法上の問題となり得る旨整理するという方向性が示されています。このため、型や治具等が下請事業者の所有とされている場合であっても、その使用や処分に関し親事業者の承認が必要とされている場合については、今後同様の問題が生じる可能性があることに注意が必要です。